

## 「たけちやま」の商標使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「たけちやま図形」および「たけちやまロゴ」の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用の許可)

第2条 本商標の使用は、祇園町商工会の会員のみならず、会員外も使用可とする。

第3条 本商標を使用しようとする者は、「たけちやま商標」使用許可申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を祇園町商工会会長に提出し、許可を受けなければならない。

第4条 祇園町商工会会長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し許諾について使用者に通知するものとする。

第5条 本商標の使用にあたっては、別記「たけちやまマニュアル」を遵守しなければならない。

### (使用許可の制限)

第6条 祇園町商工会会長は、次の事項のいずれかに該当するときは、本商標の使用を許可しないものとする。

- (1) 本商標の使用によって誤認または混同を生じるおそれがあると認めるとき。
- (2) 本商標のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (3) 立体物で、その表現が本商標の立体物と認められないとき。
- (4) 宗教的行事・政治活動等に使用するとき。
- (5) その他本商標の使用が適当でないと認めるとき。

### (使用料)

第7条 本商標の使用を許可した事項の単位で、下記の通り使用料を徴収する。

- (1) 非営利活動（祇園町商工会が認めたもの）を目的とする使用は、無料とする。
- (2) 営利を目的とする商品・包装・広告等に使用する場合においては、その内容・規模・数量等に応じて、祇園町商工会にて協議の上使用料を決定し、徴収する。
- (3) なお、使用を許可した日から起算して最初の1年間は無料とする。

(使用許可の取り消し)

第8条 第3条の許可を受けた者が、この要綱に違反したときには、当該許可を取り消すことができる。

(目的外使用および権利譲渡の禁止)

第9条 使用者は、第3条の許可を受けた事項以外の目的に本商標を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(使用許可の期間)

第10条 本商標の使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して1年間とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、祇園町商工会会長が別に定める。

付 記

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。